

日本車両

資格取得のご案内

2019年4月～2019年9月

愛知県労働局長登録教習機関

日本車輛製造(株) 技術教習所は永年にわたり『わかりやすく、ためになる講習』をモットーに各種講習を行っています。いままでに多くの有資格者を輩出し、労働災害の防止に寄与しています。



日本車輛製造(株)

機電本部 技術教習所

〒475-0831 愛知県半田市十一号地20番2

TEL:0569-22-7549 FAX:0569-22-7103

フリーダイヤル 0120-248-255 (一般電話のみ利用可)

ホームページアドレス: <http://www.n-sharyo.co.jp>

E-mail: kyosyu@n-sharyo.co.jp

交通及び宿泊

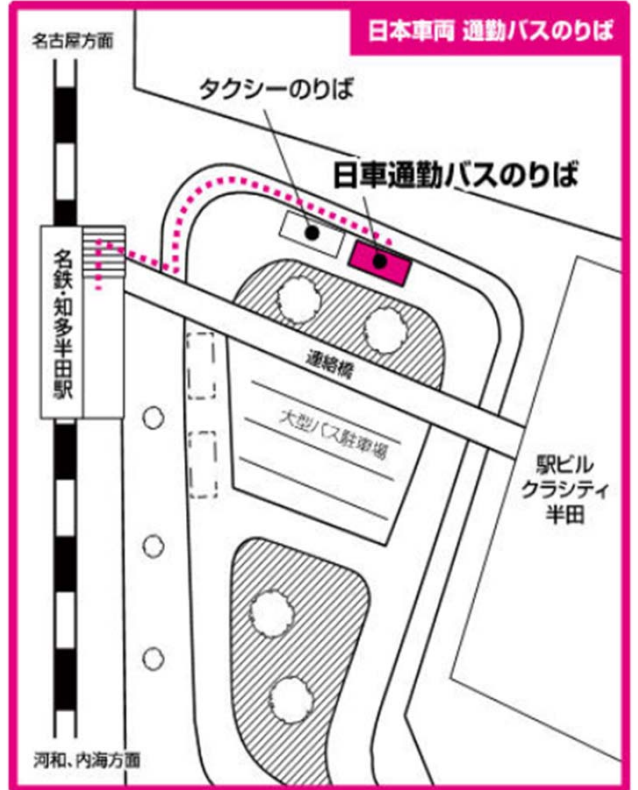
アクセス

【お車の場合】



技術教習所は当社衣浦製作所正門の右手前です。

【名鉄河和線利用の場合】



【名鉄河和線(知多半田駅下車)】 *日車の通勤バスがご利用できます。(土日講習は利用できません。)

平日 7:20頃発 日本車輛行(知多半田7:17着急行) / 7:54頃発 日本車輛行(知多半田7:51着普通)

祝日 7:34頃発 日本車輛行(知多半田7:30着急行) / 8:04頃発 日本車輛行(知多半田8:00着急行)

タクシー利用なら約10分

宿泊 宿泊をご希望の方には近くのビジネスホテルをご紹介します。

受講申込及びお支払方法

- 受講申込書は教習所ホームページ(<http://www.n-sharyo.co.jp/school/index.html>)からダウンロード(pdf)し必要事項をご記入の上、受講申込書、本人確認書類、受講資格を証明する書類『写』、事業者の証明が必要な場合は必要書類にご記入、捺印して書類を教習所窓口で提出又は郵送ください。写真の添付も忘れずをお願いします。受講申込書を郵送希望の方はご要望ください。
- 定員になり次第締め切りとなります、受講申込は事前にお問合せください。
- 受講申込者数が開講人員に満たない場合又は天災等の発生の場合は、講習を中止することがあります。悪天候などにより交通機関に影響のある場合は、講習日の延期、講習開始、終了時間を変更することがあります。
- 講習料は講習開始日の1週間前までに振込又は現金(教習所窓口)でお支払いください。

振込先 (振込手数料はご負担をお願いします。)

三菱UFJ銀行 名古屋営業部(店番150) 当座 0520013 日本車輛製造(株)

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

建設業の事業主が従業員に技能実習を受けさせた場合、受講料の一部が助成金の対象となり支給を受けられます。

1 支給要件

- 1 申請者が建設業中小企業主
 - 2 雇用保険率1,000分の16.5の建設事業主
 - 3 受講者が雇用保険の被保険者
 - 4 委託契約の締結（事業主と教習機関）
- フォークリフト運転技能講習は対象外です。

建設業とは（この制度における定義）

- | | | | | |
|------------|--------------|------------|-----------|--------------------|
| 1 土木建設業 | 2 建築工事業 | 3 大工工事業 | 4 左官工事業 | 5 高土工事業 |
| 6 石工事業 | 7 屋根工事業 | 8 管工事業 | 9 電気工事業 | 10 タイル・レンガ・ブロック工事業 |
| 11 鋼構造物工事業 | 12 ガラス工事業 | 13 鉄筋工事業 | 14 舗装工事業 | 15 浚渫工事業 |
| 16 板金工事業 | 17 造園工事業 | 18 水道施設工事業 | 19 鑿井工事業 | 20 塗装工事業 |
| 21 電気通信工事業 | 22 機械器具設置工事業 | 23 防水工事業 | 24 建具工事業 | |
| 25 消防施設工事業 | 26 清掃施設工事業 | 27 内装仕上工事業 | 28 熱絶縁工事業 | |

2 助成金の申請手順

1. お申込み
助成金申請の対象者は、受講申込書の助成金欄に印を付けると共に口頭でお申し付けください。
2. 技能実習委託契約書
講習受講前に「技能実習委託契約書」（様式第3号）をお客様と当方で取り交わす必要があります。当方より『契約書』を2通郵送しますので契約内容確認後、押印（2ヶ所）して1通を返送ください。
3. 支給請求 **支給金額は申請企業の条件により異なります。**
*平成30年10月1日以降に開始する技能講習より計画届の提出は不要になりました。
講習修了時に必要書類及び明細書等を受講生の方にお渡しします。チェックシートに基づいて必要書類を取り揃えて、講習修了後2ヶ月以内に申請者の所在地を管轄する都道府県労働局（助成金室）またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

一般教育訓練給付

1 指定講習

- | | | | |
|--|-------------------|-------------------|---------|
| ・ フォークリフト運転技能講習 | 31時間コース | ・ 玉掛け技能講習 | 19時間コース |
| ・ 高所作業車運転技能講習 | 14時間コース | ・ 小型移動式クレーン運転技能講習 | 16時間コース |
| ・ 車両系（整地等）運転技能講習 | 14時間コース | ・ 車両系（基礎工事）運転技能講習 | 10時間コース |
| ・ 移動式クレーン運転実技教習 | 学科・実技コース（23時間コース） | | |
| ・ 玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習 | 36時間コース | | |
| ・ 玉掛け技能講習（19時間コース）及びフォークリフト運転技能講習（31時間コース） | 50時間コース | | |

2 支給要件

受講者が受講料を個人負担で雇用保険の被保険者で在職者又は離職者（保険期間の要件有）

3 給付金の申請手順

1. お申込み
教育給付金申請の対象者は、受講申込書の助成金欄に印を付けると共に口頭でお申し付けください。
2. 支給請求 **支給金額** 受講料の20%
講習修了時に必要書類及び明細書等を受講生の方にお渡しします。必要書類を取り揃えて、講習修了後1ヶ月以内に申請者の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

短期訓練受講費（雇用保険を受給中の方）

ハローワークの職業指導により再就職のために1ヶ月未満の教育訓練を受け訓練を修了した場合に、支払った教育訓練経費の2割（上限10万円、下限なし）が支給される制度です。

1. 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること。（事前手続き有）
2. 一般教育訓練給付の対象講座でないこと。その他にも条件があります。
3. 教育訓練の終了日の翌日から1ヶ月以内に居住地管轄のハローワークへ提出してください。

受講時の注意事項

1. 教習所の入所は受講票でご案内する時刻までに入所ください。（開所 7:40）
遅刻の場合は受講をお断りする場合がありますのでお早めに入所ください。
2. 昼食のお弁当は注文できます。（1食400円）
3. 当社公休日（土日等）の講習日は、名鉄知多半田駅からの送迎バスが利用できません。
4. 持参いただくもの（お忘れ物防止のチェック欄付）
 - 受講票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）、印鑑（スタンプ印可）、電卓（記録機能の無いもの）
 - 作業服（長袖）、軍手、安全靴（作業に適した靴）、雨具（雨天時） * ヘルメットはお貸しできます。
 - 免除コース受講の場合は運転免許証、技能講習修了証等の免除資格を証明する修了証等
 - 当教習所で交付された修了証（修了証を提出頂いた場合に統合修了証を交付いたします）
 - 本人確認
受講申込書に添付した証明証の原本（自動車運転免許証、免許証、旅券（パスポート）等）ただし、外国籍の方（在留カード）
 - 移動式クレーン運転免許講習を受講の場合（5トン以上の移動式クレーン）
学科試験受験料の現金 6,800円（安全衛生センターでの受験料で、教習初日に集めます）

講習科目	玉掛け技能講習(登録第88号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	つり上げ荷重又は制限荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け作業	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		19 H 3日 25,100 円
● クレーン等、もしくは揚貨装置でつり上げ荷重、制限荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した方		★★ 17 H 3日 22,000 円
● 制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛け作業経験が6ヶ月以上従事した方		★★ 17 H 3日 22,000 円
● 運転士免許(クレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置)のいずれかをお持ちの方		★ 16 H 3日 22,000 円
● 床上操作式クレーン又は小型移動式クレーンの運転技能講習修了証をお持ちの方		★ 16 H 3日 22,000 円
注意: 玉掛け技能講習19Hと玉掛け技能講習17Hは、受講時間に差異がありません。		

講習科目	小型移動式クレーン運転技能講習(登録第1207号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		20 H 3日 32,400 円
● 玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した方		★ 16 H 3日 29,700 円
● クレーン、デリック又は揚貨装置の運転免許を持っている方		★ 16 H 3日 29,700 円

講習科目	高所作業車運転技能講習(登録第1210号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 大型特殊、大型、中型又は普通の自動車免許を持っている方		★ 14 H 2日 41,000 円
● フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等、解体、基礎工事)又は不整地運搬車の運転技能講習を修了した方		★ 14 H 2日 41,000 円
● 移動式クレーン運転免許を持っている方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方		★ 12 H 2日 39,000 円

講習科目	車両系建設機械(整地等)運転技能講習(登録第1114号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	機体重量3トン以上の整地、運搬、積込み、掘削等の車両系建設機械の運転	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		38 H 5日又は6日 99,900 円
● 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した方		★ 34 H 5日 97,200 円
● 特別教育修了後、車両系建設機械(整地等、解体3トン未満)の運転経験が6ヶ月以上の方		★★ 18 H 3日 43,200 円
● 大型特殊自動車免許を持っている方		★ 14 H 2日 40,500 円
● 大型、中型又は普通の自動車免許を持ち、特別教育修了後、車両系建設機械(整地等、解体3トン未満)の運転経験が3ヶ月以上の方		★★ 14 H 2日 40,500 円

講習科目	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(登録第1161号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	車両系建設機械で機体重量3トン以上の自走する基礎工事用機械の運転(くい打、くい抜機械等)	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		39 H 5日又は6日 151,200 円
● 大型特殊自動車免許を持っている方		★ 25 H 4日 97,200 円
● 車両系建設機械(整地等、解体用又は不整地運搬車)運転技能講習を修了した方		★ 25 H 4日 97,200 円
● 大型、中型又は普通の自動車免許を持ち、特別教育修了後、車両系建設機械(整地等、解体、基礎工事3トン未満)の運転経験が3ヶ月以上の方		★★ 25 H 4日 97,200 円
● 移動式クレーンの運転免許を持っている方		★ 10 H 2日 43,200 円

講習科目	フォークリフト運転技能講習(登録第1383号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	最大積載荷重1トン以上のフォークリフトの運転	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 大型、中型又は普通の自動車免許を持っている方		★ 31 H 4日 32,400 円
● 大型特殊の自動車免許を持っている方		★ 11 H 2日 21,600 円
● 大型、中型又は普通の自動車免許を持ち、特別教育を終了後、1トン未満のフォークリフトの運転業務に3ヶ月以上従事した経験のある方。		★★ 11 H 2日 21,600 円

講習科目	移動式クレーン運転実技教習(登録第1144号)	登録満了日:2024年3月30日
資格内容	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転	
受講資格(18歳以上)		講習時間 日数 講習料
● 免許資格条件なし		★ 学科・実技 6日 113,400 円
* 注意: 学科講習は移動式クレーン免許の学科免許試験の準備講習です。		
● 移動式クレーン運転士免許学科試験に合格し1年未満の方等で学科受講を希望しない方		★ 実技 6日 91,800 円

安全衛生教育			
講習科目	安全衛生教育 毎5年 労働安全衛生法第60条の2の規定に基づく安全衛生教育	講習時間数	日数 講習料
玉掛け	定期開講の予定は有りません。(団体受講をご希望の場合に開講いたします。20名以上、交通費及び経費等別途)	5 H	1日 10,000 円
車両系(基礎工事用)	定期開講の予定は有りません。(団体受講をご希望の場合に開講いたします。10名以上、交通費及び経費等別途)	6 H	1日 10,000 円

講習料は受講料及び教材費で消費税等を含みます。

受講申込書は日本車輛製造(株)技術教習所ホームページからダウンロード(pdf)出来ます。(記入例有)

★免除資格の免許証、各種修了証等と本人確認の証明書は別に必要となる場合が有ります。

★★特別教育修了証、特別教育修了証明書(様式有)又は特別教育実施記録かつ実務経験証明、経験した機械の詳細も必要です。

労働安全衛生規則第38条で、「事業者は特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。」と定められていますから特別教育の記録は大切に保管して下さい。